荏原青色

【発 行 所】一般社団法人　荏原青色申告会
〒142-0054
品川区西中延1-2-4
電話（3783）3494
FAX　（3786）4955
【発行責任者】会　長　　櫻　井　英　夫

会　報　　No. 387　　令和4年6月24日

一般社団法人荏原青色申告会「第24回通常総会」報告

（一社）荏原青色申告会第24回通常総会が5月24日スクエア荏原にて開催されました。

当日は、荏原税務署良峰署長をはじめ幹部の皆様のご来賓のもと、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から簡素化して行われ、全ての議案が原案通り可決承認されました。

議　事

第1号議案　令和3年度事業報告承認の件
第2号議案　令和3年度収支決算報告
並びに監査報告承認の件

報　告

令和４年度事業計画
令和４年度収支予算

令和４年度事業計画

Ⅰ　基　本　方　針

青色申告会は昭和25年に青色申告者が自主的に組織した納税者団体で、創立以来青色申告の普及、育成と納税道義の高揚に重要な役割を果たしてきました。

その目的は主に「税務経理の指導」「行政への要望発言」「税制改正に対する要望・陳情」です。

本会は、今後も上記の目的を念頭に入れた会活動に邁進し、会員サービスの更なる充実に努めてまいります。

ところで、新型コロナウイルス感染症は昨年も収束には至らず、引き続き国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼし、会としても予定していた活動を十分に行うことが出来ませんでした。今年度も予測がつかないところはありますが、都度状況を確認しながら出来ることを増やしつつ、会員の皆様の生活や事業の回復に向けて、情報をいち早く収集し、出来る限りのサポートをしていく所存でございます。

次に、申告についてはスマートフォンから申告ができるようになるなど年々電子化が進んでおりますが、申告に至るまでの記帳の必要性に変化はありません。記帳の仕方がわからず会を必要としている方はまだまだ多く、徐々にではありますが会員数も増えている状況でございますので、これまで同様、会員の皆様が適正な申告ができるようサービスの提供に努めてまいります。

そして、青色申告特別控除65万円を希望しe-Taxで申告をする方は着実に増加しております。東京税理士会荏原支部のご協力による代理送信並びにマイナンバーカードを利用した本人送信の組み合わせで、希望される皆様がe-Taxで申告できるよう体制を整備してまいります。

また、令和５年10月に開始される消費税のインボイス制度については、必要な方がきっちりと登録申請を行えるよう更に周知していく所存でございます。

私たち青色申告会は、個人事業者の支援団体として、安心出来る経営基盤の確保に努めるための提言や要望を行うことが必要であると考えます。

そのためにも、会の運営を円滑に行い関係官公署並びに関係協力団体との連携を図り地域社会への貢献も目指しながら以下の諸施策を推進します。

Ⅱ　総　務

①会の運営を的確に行うための諸規定の整備
②役員並びに支部の体制についての検討
③会館の維持管理についての検討
④財政基盤の強化に向けた施策の研究
⑤コロナ禍における会の運営と対応策の検討
⑥事務局の利用率向上に向けた役職員のレベルアップ
⑦関係官公署並びに関係協力団体との連携・協調

青色申告会　会章　－青色申告会章の意味－
UnionとUniteの頭文字「U」からの発想
「きずな」と「つながり」を示す二つのUが一体となって強い意志を示し、中央先端のVはあらゆる可能性と発展をイメージしています

都税だより

～都税についてのお知らせ～
来所せずにお手続ができます！

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子による申告、申請・届出、キャッシュレスによる納税方法等をぜひご利用ください。

◆ご自宅等からお手続が可能です！ぜひご利用ください！◆

申　告
- ✓ 電子申告
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

申請・届出
- ✓ 電子申請・届出
  - ・eLTAX
  - ・東京共同電子申請・届出サービス
- ✓ 郵送（所管事務所 宛）

納　税
- ✓ スマホ決済アプリ
- ✓ インターネットバンキング
  - ・モバイルバンキング
- ✓ クレジットカード納付
- ✓ eLTAX電子納税
- ✓ 口座振替

証明の取得
- ✓ 郵送
  〒１１２－８７８７
  東京都文京区春日1-16-21
  都税証明郵送受付センター
- ✓ 電子申請
  東京共同電子申請・届出サービス

※各種サービスのご利用条件・方法等の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

本会の行事予定

7月

6日(水)　(東)専務事務局長会議
7日(木)　第1回税制事業委員会
12日(火)　第1回執行部会
15日(金)　(全)青年部理事会
　六団体事務責任者会議
　女性部役員会
21日(木)　六団体総会
　意見交換会
26日(火)　第1回理事会
28日(水)　(東)第3回理事会

8月

22日(月)　(東)青色申告普及・会勢拡大出陣式

☆当会のホームページをリニューアルしました☆

会費のお支払いは便利な口座振替をご利用下さい！

口座振替をご希望の方は事務局までご連絡下さい。
半年ごとのお支払いとなります。
【会費の口座振替サイクル】
　4月分～9月分　12,000円　4月6日引落
　10月分～3月分　12,000円　10月6日引落
※引落日が平日以外の場合はずれることがあります。

先月会報にてお知らせしたディズニーリゾートの割引券につきまして、たくさんのご応募ありがとうございました。
当選は発送をもってかえさせていただきますので、何卒ご了承願います。

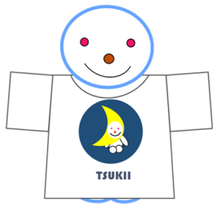

編集後記

先日、通販でTシャツを購入しました。着ていて途中で思ったのですが、どうもサイズが大きいのです。試着をきちんとすれば良かったのですが、もうタグも外してしまったので交換はできません。このまま我慢して着ようかと思っていたところ、Tシャツを小さくする方法と言うものを目にしました。その方法とは鍋に水を入れ沸騰させ、火を止めてからTシャツを入れ、その後乾燥機で乾かすというものです。お湯で一旦膨張させ、乾燥機で一気に収縮させることで縮む仕組みです。鍋に入れる時間はどのくらい小さくしたいかによりますが、私はワンサイズ小さくするという、5分後に入れて15分放置という時間を選択しました。半信半疑でしたが、見事丁度良いサイズになりました。ただ今回はたまたまうまくいきましたが、生地の種類や時間によって期待通りの縮み方をするかわかりませんので、やっぱり着る前にきちんと確認をして購入したそのままのサイズで着用するのが一番だと思いました。

Ⅲ　事　業

①会員への融資の斡旋
②各種保険並びに共済制度の普及拡大
③小規模企業共済・中小企業退職金共済の普及拡大
④法律相談（東青連）の利用推進
⑤ズームによるリモート会議等の研修会の実施
⑥会員相互の親睦を図るための行事・賀詞交歓会の企画
⑦労働保険制度の普及拡大

Ⅳ　組織の充実強化と積極的な広報活動

①入会者獲得と退会防止のための施策の検討
②青色コーナーの運営についての検討
③ホームページを活用した広報並びに情報提供の推進
④会員カードの利用拡大についての検討
⑤会勢拡大に向けたキャンペーンの実施
⑥電柱広告、ポスター掲示・看板設置、広報車巡回等の広報活動

Ⅴ　税制政策に対する要望

①ｅ-Ｔａｘ利用者の青色申告特別控除を10万円から20万円に
②不動産所得の事業的規模要件の撤廃
③税務署への各種届出書の簡素化
④消費税の簡易課税又は本則課税の選択を申告時に適用
⑤固定資産税、都市計画税の軽減措置の継続延長
⑥個人番号カードの利用範囲拡大の推進
⑦新型コロナウイルスによる影響緩和のための支援策要望

Ⅵ　指導活動の充実

①記帳水準向上のため継続的な記帳サポート
②消費税インボイス制度についての周知徹底
③ｅ-Ｔａｘ（本人送信・代理送信）の普及推進
④新規入会者、受託対象者への記帳の必要性説明と適正申告の指導
⑤源泉徴収事務及び年末調整のサポート
⑥事前記帳サポート強化による確定申告期の混雑緩和
⑦青色申告特別控除65万円敵用に向けた会計ソフトの研究と普及
⑧新型コロナウイルス関連の協力金、支援金の申請サポート

令和3年度収支計算書
自：令和3年4月1日　至：令和4年3月31日

（単位：円）

項　目		3年度予算額	3年度決算額
収入の部	基本財産運用収入	500	104
	入会金収入	50,000	50,000
	会費収入	43,000,000	44,887,000
	臨時会費収入	600,000	0
	事業収入	5,010,000	6,172,716
	雑収入	852,000	6,349,659
	青色共済助成金	900,000	962,470
	特定資産取崩収入	800,000	0
	当期収入合計	51,212,500	58,421,949
	前年度繰越金	1,288,522	1,288,522
	収入合計	52,501,022	59,710,471
支出の部	事業費	40,961,600	36,717,246
	会議費	1,500,000	184,328
	管理費	6,900,000	6,889,104
	その他支出	1,800,000	14,509,230
	予備費支出	1,339,422	0
	当期支出合計	52,501,022	58,299,908
	次期繰越収支差額		1,410,563

令和4年度収支予算書
自：令和4年4月1日　至：令和5年3月31日

（単位：円）

項　目		予算額
収入の部	基本財産運用収入	500
	入会金収入	50,000
	会費収入	43,500,000
	臨時会費	600,000
	事業収入	5,221,000
	雑収入	852,000
	青色共済助成金	900,000
	特定資産取崩収入	300,000
	当期収入合計	51,423,500
	前年度繰越金	1,410,563
	合計	52,834,063
支出の部	事業費	40,781,600
	会議費	1,530,000
	管理費	7,430,000
	その他支出	1,300,000
	予備費	1,792,463
	合計	52,834,063

監査報告書

令和3年度の事業並びに会計について監査を行なった結果、帳簿・預金・通帳等及び関係証拠書類は報告と相違なく、その処理は明瞭かつ適正であることを認めます。

令和4年4月13日

監　事　　長 田　　正
監　事　　笠原　　泰明

＜　事務局からのお知らせ　＞

「従業員がいる事業主さん」納期の特例の源泉所得税の納付期限は7月11日（月）です。

源泉所得税の「納期の特例」の承認を受けている方は、**1月～6月の合計額を7月10日まで**（今回は曜日の関係で11日）に、7月～12月の合計額を1月20日までに纏めて納付します。納付期限に遅れますと、加算税や延滞税がかかることがありますので必ず期限内に納付して下さい。

※夏の源泉地区指導会は実施しておりませんので、サポートを受けられる方は事務局までお越し下さい。

（事務局の相談業務は予約制とさせて頂いております。ご利用される方はお電話にて予約をお取り下さい。）

消費税インボイス制度の説明会を開催しました！

6月17日（金）、荏原税務署の担当官を講師にお迎えし、消費税のインボイス説明会が開催されました。来年の10月スタートということもあり、定員一杯の20名にご参加頂きました。

この制度は今まで消費税を納めていなかった方にも取引先等からの依頼等によっては、インボイス番号の取得、消費税の申告が必要になる可能性があります。

講師の永田上席調査官は、「今まで消費税の申告が必要なかった方も、消費者や取引先から番号を取得してほしいと依頼がくるかもしれないので、今のうちに番号を取得するかよくご検討願います。」とおっしゃっていました。

まだ検討していない、よくわからないという方は、早めに青色申告会にご相談願います。

令和5年10月からインボイス制度が導入されます

インボイス番号を請求書・領収書等に記載するには事前に税務署への届出が必要です

- **インボイス番号がない領収書等は消費税を計算するときに原則として仕入税額控除できません。**
  →インボイス番号の無い領収書等を発行した場合、**相手から指摘される可能性**があります。
- **インボイス番号を取得すると課税事業者になります。**
  →売上が1,000万円を超えずに**免税事業であった方も消費税の申告をする**ことになります。
- **不動産貸付の方もインボイス番号が必要になってくる可能性があります。**
  →例）店舗や事務所を貸していて、その賃借人から**家賃を仕入税額控除したい**ので、**インボイス番号がある領収書を下さい**と言われる可能性があります。

予　定　納　税　の　お　知　ら　せ

予定納税とは

前年（令和3年）に一定の納税額があった方に、税務署が予定納税を通知し、令和4年分の所得税等の一部として7月第1期分）と11月（第2期分）に事前に納める制度です。ただし、予定納税適用外の所得もあります。

☆第1期分納付期間：令和4年7月1日～8月1日

※土・日・祝日は金融機関及び税務署の窓口での納付はできません

納付には便利な振替納税を是非ご利用下さい

減額申請手続きとは

令和4年6月30日現在の状況で、令和3年分の年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額（これを「申告納税見積額」といいます。）が税務署から通知されている予定納税基準額より少なくなると見込まれる場合は**予定納税額の減額申請**をすることができます。

税務署では、その内容を認めるかどうかを検討し、結果を**書面でお知らせすることとしています。**

☆減額申請手続き：令和4年7月15日（金）まで

※締切日までに令和4年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、減額申請書を税務署に提出しなければなりません。

コロナ支援金・協力金受給により昨年の所得税が多く予定納税の通知が来た方、減免手続きを検討してみましょう

インボイス制度・減額申請に関しての詳細につきましては一般社団法人荏原青色申告会事務局まで　℡3783-3494